

委 託 仕 様 書

【委託名】

市立桑田中学校環境衛生管理委託

【委託場所】

岡山市北区東島田町二丁目地内

【委託期間】

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【委託内容】

- 1 受託者は岡山県のビル管理法に基づく事業者登録, 業種「建築物環境衛生総合管理」に登録していること。また, 対象施設への派遣者については受託者の権限で判断し, 環境衛生管理業務に必要な次の人員を派遣するものとする。

管理責任者 建築物環境衛生管理技術者

- 2 空気環境の測定については, 共有スペース・教室など10点において隔月で行うこと。

(人の往来があり, 授業の妨げになりにくい場所にて測定)

- 3 水質検査については法定の年3回を計画的に行うこと。

(年度前半16項目, 年度後半11項目, 6月初めから9月末までの間12項目)

- 4 排水桝(汚水槽)清掃・点検については法定の年2回を, 4箇所について計画的に行うこと。

- 5 カーペット清掃については年1回とし, 別紙により図示した箇所を学校長並びに教育委員会担当者とよく協議のうえ実施すること。

なお, 施行方法としてはシミ抜き, 特殊洗剤使用, ポリッシャー等の機械による作業・仕上げとする。

- 6 鼠・害虫生息調査・防除については調査年2回, 防除年2回とし, 学校長並びに教育委員会担当者とよく協議のうえ行うこと。また, 業務完了後は当該業務に使用した薬品名及び使用量, 希釈倍数, 作業日時等必要な事項を完了報告書に記載すること。

なお, 薬品を使用する場合, 有機リン系薬剤は使用しないで, より安全性の高い薬剤を使用すること。

【特記事項】

- 7 業務の施行にあたっては関係法令等を遵守し、生徒や教職員と事故等がないように十分注意すること。
- 8 各業務については事前に業務計画書を教育委員会担当者へ提出して承認を受けること。
- 9 建築物環境衛生管理技術者の免状の写しと本人の住所と氏名が分かるものを教育委員会担当者へ提出すること。
- 10 建築物環境衛生管理業務の報告書等の作成を行うこと。なお、報告書は3部作成し、提出は教育委員会担当者、当該学校へはそれぞれ1部ずつ翌月中提出とする。
岡山市保健所へは、1回目(4月～6月分)を7月、2回目(7月～9月分)を10月、3回目(10月～12月分)を1月、4回目(1月～3月分)を4月提出とする。
- 11 報告書には以下(1)～(7)のうち、行ったものを記載すること。
 - (1) 空気環境測定箇所のうち2箇所程度での、測定中の写真
 - (2) 残留塩素の測定については学校の養護教諭が週2回以上行っているため、その測定結果をもとに作成した表
 - (3) 貯水槽・高架水槽の清掃の業者名と日時。なお、貯水槽清掃は別業者へ委託しているため、学校に確認すること
 - (4) 排水枡(汚水槽)清掃箇所の枡ごとの、清掃前・清掃後の写真
 - (5) カーペット清掃箇所の部屋ごとの、清掃前・清掃中・清掃後の写真
 - (6) 鼠・害虫生息調査・防除用トラップの設置場所を図示したもの及び、設置場所ごとの設置(交換)後写真
 - (7) 鼠・害虫防除用薬剤使用時の作業中の写真
- 12 業務については4月～7月分までを7月末、8月～11月分までを11月末、12月～翌3月までを3月末の時点において完了届を提出し、検査を受けることとする。
また、受託者は各検査合格後に委託料額の1/3を請求することとする。

建築物環境衛生管理基準

管理項目		実施回数等	
		施行規則	桑田中
室内管理	空気環境の測定	2月以内毎に1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6～9月に1回)	環境衛生委託内容 同左 10箇所/回
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内毎に1回点検し、必要に応じ清掃等を実施	該当無し
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内毎に1回	該当無し
給水管理 (飲用等)	貯水槽の清掃	1年以内毎に1回	別件: 清掃委託より他学校とまとめて清掃するようにしている。
	水質検査	6月以内毎実施(16項目、11項目) 毎年6～9月に実施(消毒副生成物12項目) ※地下水等使用施設:3年以内毎実施(有機化学物質6項目+フェノール類の計7項目)	前期:16項目 後期:11項目 6～9月:消毒副生成物12項目
			※地下水:該当無し
	残留塩素等の測定	7日以内毎に1回	学校の養護教諭が行っているので、その測定結果を元に業者が報告書を作成する。
防錆剤の水質検査	2月に1回(使用するにいたった期間)	該当無し	
雑用水の管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	7日以内毎に1回:pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内毎に1回:大腸菌・濁度	該当無し
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内毎に1回:pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内毎に1回:大腸菌・濁度	該当無し
排水管理	排水管槽の清掃は、6月以内毎に1回	排水桝点検・清掃6月毎に1回 4箇所	
清掃及び廃棄物処理	日常清掃のほか、6月以内毎に1回大掃除を定期的に統一的に実施	日常清掃: 生徒・用務員による清掃で代えている。 大掃除: 年1回の実施のみ	
ねずみ等の点検・防除	6月以内毎に1回(特に発生しやすい場所については2月以内毎に1回)、定期的に統一的に調査を実施し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる	業者&建物による 防除(実施) 年2回 点検(調査) 年2回	